

農業制度資金の ご案内



こんなときは、こんな資金が利用できます

実施したい事業 資金を必要とする理由		資金名	掲載頁	土 地			施設・農機具			作物等の導入・育成				生活・環境改善				経 営				担い手育成			災 害			
				農地等の取得	農地等の改良・造成	農地の賃借料の支払い	農産物の生産・加工・流通施設等の設置	農機具等の購入・設置	農機具等の賃借料の支払い	野菜・果樹・茶・花き等の植栽・育成	家畜の導入・育成	品種の転換	金種苗・肥料・農業等の運転資金	農家住宅の建設・改良	給排水施設の改良・建設	ガス供給・集落給排水施設等の改良・造成	多目的施設・集会施設等の整備・改良	農業経営の法人化	取得 需要開拓調査、情報処理機材の取得、営業権・商標権等の取得	負債の整理・借換え	社会的・経済的環境の変化により資金繰りに支障を来している場合の長期運転資金	農業・生産技術・経営管理技術等の研修	新規就農の準備	農業経営開始のための施設・機械等の取得	被災した施設等の復旧	被災した農地の復旧	災害により必要となる経営再建の費用	災害等による減収の補てん
農業改良資金		P1		●	●	●	●	●	●	●							●			●								
農業近代化資金	建構築物・農機具取得資金	P2				●	●																	◆				
	果樹等植栽育成資金							●																				
	家畜購入育成資金								●																			
	小土地改良資金		●																					◆				
	長期運転資金			●		●				◆	○						◆	◆			◆							
	農村環境整備資金 ※農協等に限る													●	●													
	大臣特認資金											●	●															
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)		P3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						◎	◎	◎					◎	◎	◎			
経営体育成強化資金		P4	●	●	●	●	●	●	●	●						★		●										
農業経営改善促進資金(スーパーS資金)		P4			◎			◎		◎										◎								
農業経営負担軽減支援資金		P5																●										
天災資金		P5																							●	●		
農林漁業セーフティネット資金		P6																	●				●	●	●	●		
農業災害等対策特別資金(県単災害資金)		P6																					●		●	●		
青年等就農資金		P7																				☆						

事業の内容によって使える可能性のある資金に●印がついています。

貸付対象者が限定されている資金については、次のとおり区別しています。

◎: 認定農業者 ◆: 認定農業者及び集落営農組織 ○: 認定農業者、集落営農組織及び農業参入法人 ★: 集落営農組織 ☆: 認定(新規)就農者

農 業 改 良 資 金

農業者が、新しい農業技術等を自主性と創意を生かしつつ新しい農業経営にチャレンジする場合に、無利子で借り入れることができる資金です。

また、農商工等連携法や六次産業化法などの認定を受けた中小企業者等が、農業者が行う改良措置を支援する場合も利用できる資金です。

貸付対象者

- ① みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等
- ② 農商工等連携促進法の認定を受けた農業者等
- ③ 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等
- ④ 米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者等
- ⑤ 六次産業化法の認定を受けた農業者等

貸付対象事業	貸付利率	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額
【新たな農業部門の経営の開始】 新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない部門へ進出する場合 【新たな加工の事業の経営の開始】 自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに始める場合 やすで加工事業を行っている者が従来取り扱っていない加工事業を開始する場合 【農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入】 先駆的な技術で、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合 【農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入】 自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売方式を導入する場合 上記の措置を実施するのに必要な次の事業 (1) 施設の改良、造成又は取得 (2) 永年性植物の植栽又は育成 (3) 家畜の購入又は育成 (4) 農地・採草放牧地の排水改良、土壌改良及び作付条件の整備 (5) 農地・採草放牧地の賃借料の全額一時払い (6) 農機具、運搬用器具、施設の賃借料の全額一時払い (7) 能率的な農業の技術又は経営方法を取得するための研修 (8) 品種の転換 (9) 需要開発のための新たな農畜産物の加工品等の調査・開発、通信・情報処理機材の取得 (10) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費等繰延資産に計上し得る費用の支払い (11) 農業経営の改善によって必要となる農薬費、資材費（種苗費、肥料代、燃料費）、雇用労賃、機械・施設の修理費の支払い（農業改良措置の導入に係る初度的経費に限る）	無利子	1 2	I の①、③、④及びⅡの②の者が借り受ける場合 3 I の②、⑤及びⅡの①、③の者が借り受ける場合 特定地域の居住者が借り入れる場合 5	個人 5,000万円 法人又は団体 15,000万円

◆ 平成19年度から県や市町が独自に実施する補助事業の補助残分（自己負担分）を農業改良資金で借り入れることができるようになりました。

農 業 近 代 化 資 金

農業の担い手の経営改善のための長期で低利な資金です。施設の取得や改良、農機具・家畜の購入、長期運転資金などに幅広く使うことができます。

貸付対象者

- | | |
|---|---|
| ① 認定農業者 | ⑤ 家族農業経営者 |
| ② 認定新規就農者 | ⑥ 集落営農組織（集落営農組織が法人化するとき、その構成員になろうとする者を
含む） |
| ③ 主業農業経営者 | ⑦ 任意団体 |
| ④ 原則として5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人で、経営開始後2期を終えていないもの〔農業参入法人〕 | ⑧ 農業協同組合等 |

（利率は、令和7年(2025年)9月1日現在）

貸付対象事業		貸付利率 (年%)	償還〔据置〕期間 (年以内)				貸付限度額
			認定農業者	認定新規就農者（※）	左記以外の農業者	農業協同組合等	
畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得 【建構築物・農機具取得資金】	建構築物	2.10	1.5 〔7〕	1.7 〔5〕	1.5 〔3〕	1.5 〔3〕	個人 1,800万円 (知事特認 2億円)
	農機具		7 〔2〕	1.0 〔5〕	7 〔2〕	1.0 〔2〕	
果樹その他の永年性植物の植栽又は育成 【果樹等植栽育成資金】			1.5 〔7〕	1.7 〔7〕	1.5 〔7〕	1.5 〔7〕	法人又は団体 2億円
乳牛その他の家畜の購入又は育成 【家畜購入育成資金】			7 〔2〕	1.0 〔5〕	7 〔2〕	7 〔2〕	
事業費が1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧 【小土地改良資金】			1.5 〔7〕	1.8 〔5〕	1.5 〔3〕	1.5 〔3〕	農業協同組合等 15億円
農業経営の規模拡大、生産方式や経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他農業経営の改善に必要な経費 【長期運転資金】			1.5 〔7〕	1.7 〔5〕	1.5 〔3〕	(貸付対象外)	
診療施設、研修施設、集会施設等農村の環境の整備に必要な施設の改良、造成又は取得 【農村環境整備資金】			(貸付対象外)	(貸付対象外)	(貸付対象外)	2.0 〔3〕	
農村における給排水施設、農業者が居住する住宅、水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成、取得 【大臣特認資金】			1.5 〔7〕	1.7 〔5〕	1.5 〔3〕	1.5 〔3〕	
上記のほか、特別の事情により知事が特に必要と認めるもの 【知事特認資金】							

◆ 認定農業者が農業近代化資金を借り入れる場合の貸付利率の特例は、借入額（借り入れようとする額と特例を適用した農業近代化資金の借入残高を合算した額）が、個人にあっては1,800万円、法人にあっては3,600万円に達するまでに限り適用することができます。

◆ 集落営農組織が農業近代化資金を借り入れる場合の融資率の特例は、借入額（借り入れようとする額と特例を適用した農業近代化資金の借入残高を合計した額）が、3,600万円に達するまでに限り適用することができます。

※ 認定新規就農者が認定就農計画(農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。)に従って同法第14条の4第2項第3号の措置を行う場合

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者が利用する経営改善のための長期資金です。

貸付対象者

認定農業者（具体的には次のとおり）

- ア 「農業経営基盤強化促進法」に基づく農業経営改善計画（「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づく酪農肉用牛経営改善計画又は「果樹農業振興特別措置法」に基づく果樹園経営計画を含む）を作成して市町村長の認定を受けた個人及び法人（個人の場合、簿記記帳を行っている者又は行うことが確実と見込まれる者に限る）
- イ 上記アの法人に出資する個人

（利率は、令和7年(2025年)9月1日現在）

貸付対象事業	具体的事業内容の例示	貸付利率 (年%)	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額
農地等の取得	○農地、採草放牧地の取得 ○未墾地の取得				
農地等の改良等	○農地等の改良、造成、復旧、保全				
農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得	○農業生産用施設 農舎、畜舎、家畜排せつ物処理施設、蚕室、たい肥舎、農作物育成管理用施設、牧さく、排水施設、かん水施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、農機具、運搬用器具 ○経営管理用施設 農業労働力確保施設、事務用機器、事務所 ○生産・経営環境保全施設 畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、発電施設、農業生産環境施設				個人 3億円 (特認 6億円) 法人 10億円 (特認 30億円)
農産物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成、取得	○農産物乾燥施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設 ○需要開拓施設、地域資源整備活用施設、未利用資源活用施設 ○体験農業施設・交流促進施設 ○流通販売施設 ○観光農業施設	1.25 ～ 2.10	25	10	ただし、貸付対象事業のうち、「負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金」については、
借地権、施設等の利用権、特許権その他無形固定資産の取得等	○営業権、特許権、登録新品種にかかる権利、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ、水利権、電気ガス供給施設利用権、地上権、熱供給施設利用権、水道施設利用権、電気加入権、電話加入権、テナント権利金、自らの経営に密接に関係する法人に対する出資金その他の無形固定資産 ○調査研究、開発費その他の繰延資産				個人 6,000万円 (特認 1億2,000万円) 法人 2億円
家畜・果樹等の導入、借地料・賃借料の支払その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金	○家畜の購入・育成費 ○果樹・茶・多年生草本・桑・花木の新植、改植の費用及び育成費 ○農地等の借地料、事務所賃借料、機械・施設のリース料 ○規模・売上・販路の拡大、作目転換等に伴い必要となる初期的経営費用 ○個人経営を法人経営に移行させるために必要な資金（登記費用等） ○農業者が法人の構成員として営農するため、法人に参加するのに必要な資金（出資金等）				までを限度とし、その他の資金との合計額が上記の限度額を超えることはできません。 * 融資率は、借受者の負担する額（100%）以内
負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金	○負債（制度資金は除く）の整理 ○資本構成を是正するのに必要な資金 ○法人構成員の脱退に伴う持分の払い戻しに必要な資金 ○緊密な取引関係の維持を目的とした関連会社の出資金の保有のために必要な資金				

経営体育成強化資金

認定農業者以外の担い手農業者が経営規模の拡大、経営の転換を図るための前向き投資資金及び償還負担を軽減するための資金で構成されている資金です。

貸付対象者

- ① 主業農業経営者
- ② 認定新規就農者
- ③ 農業参入法人
- ④ 家族農業経営者

- ⑤ 集落営農組織
- ⑥ 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者

(利率は、令和7年(2025年)9月1日現在)

貸付対象事業	貸付利率 (年%)	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額
【前向き投資資金】 (1) 農地又は牧野の改良又は造成 (2) 農地等又は未墾地の取得 (3) 農地等又は未墾地について、賃貸借その他所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合の、権利金の支払い又は当該権利の存続期間に対する対価の全額一時払い (4) 果樹の新植、改植又は育成 (5) オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成 (6) 家畜の購入又は育成 (7) 農機具、運搬用器具について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額一時払い (8) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の農業経営の改善に必要な施設の改良、造成又は取得 (9) 農業経営の改善に必要な施設の賃借料の一括前払い (10) 農業経営の改善に必要な農業費等の費用 (11) 集落営農組織の法人化に際し必要となる当該法人の構成員の出資金等 【償還負担軽減資金】 (1) 制度資金以外の農業経営に必要な資金を借り受けたために生じた負債の整理〔再建整備資金〕 (2) 既往借入制度資金又は土地改良事業の負担金等の円滑な支払いに必要な資金〔償還円滑化資金〕 *「制度資金」とは、農業近代化資金、経営資金(天災資金)、農業改良資金、就農支援資金、日本政策金融公庫が融通する資金、国又は財団法人農林水産長期金融協会が利子助成等補助を行う資金	2.10	25	原則 3 果樹の新植等 10 認定就農者が行う農地等の取得 5	次の(1)から(3)の合計額以内で、次の最高限度額の範囲内 個人及び農業参入法人 1億5,000万円 法人及び集落営農組織 5億円 (1) 前向き投資資金借受者の負担する額の80%以内 (2) 再建整備資金 個人 1,000万円 (特認 1,750万円) (特定 2,500万円) 法人 4,000万円 (3) 償還円滑化資金 経営改善期間中の5年(経営改善計画実行のため必要不可欠と認められる場合は10年)間に支払われるべき既往借入金等負債の各年の支払金の合計額

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

認定農業者が計画に即して経営展開を図るために短期資金を必要とするときに借り入れることができる資金です。

貸付対象者

認定農業者

(利率は、令和7年(2025年)9月1日現在)

貸付対象事業	貸付利率 (年%)	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額
農業経営改善計画の達成に必要とする、次に例示するような短期の運転資金の支払い (1) 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費 (2) 肉用素畜、中小家畜等の購入費 (3) 小農機具等営農用備品、消耗品等の購入費 (4) 営農用施設・機械の修繕費 (5) 地代(賃借料)及び営農用施設・機械のリース・レンタル料 (6) 生産技術、経営管理技術の習得費 (7) 市場開拓費、販売促進費等	1.90	1	—	個人 500万円 畜産経営又は施設園芸経営を含む経営の場合 2,000万円 法人 2,000万円 畜産経営又は施設園芸経営を含む経営の場合 8,000万円

農業経営負担軽減支援資金

経営改善の意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等によって、主に制度資金以外の資金による営農負債の償還が困難となっている農業者に対して、その償還負担の軽減を図るために貸し付けられる資金です。

貸付対象者

次の要件のすべてを満たす農業者

- ① 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有している者であって、経営改善計画書を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。
- ② 借入希望者（借入希望者が60歳以上である場合は、その後継者）が、現に主として農業に従事しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。
- ③ 農業所得が総所得の過半（法人の場合、総売上高のうち農業に係る売上高が過半）を占めていること。
- ④ 現に約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。

（利率は、令和7年(2025年)9月1日現在）

貸付対象事業	貸付利率 (年%)	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額
営農負債の借換え ＊ 次の資金を借り受けたために生じた負債の場合、その貸付利率が年5.0%以下のものは、対象となりません。 (1) 株式会社日本政策金融公庫資金 (2) 農業近代化資金 (3) 経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する措置法第2条第4項に規定する資金） (4) 農業改良資金 (5) 就農支援資金 (6) 国、独立行政法人農畜産業振興機構又は公益財団法人農林水産長期金融協会による利子助成等補助が行われる資金 (7) 国が融通する資金	2.10	原則 10 既往債務の年間償還額等から特に必要と認められる場合 15	3	借換えの対象となる営農負債の残高

天 災 資 金

台風、豪雨、冷害等の天災によって農産物等に被害を受けた農業者に対して、経営の安定を図るため、その再生産に必要な資金を低利で融通する制度です。

貸付対象者

- ① 農業を主な業務とする者であって、次の要件のいずれかに該当するもの〔被害農業者〕
 - (ア) 天災による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年の3割以上であり、かつ、減収による損失額が平年の収穫量の（ア）天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年の3割以上であり、かつ、減収による損失額が平年の農業総収入額の1割以上である旨の市町村長の認定を受けた者
 - (イ) 天災による果樹、茶樹又は桑樹（それぞれ栽培面積5アール以上）の流出、損傷、枯死等による損失額が被害時における価格の3割以上である旨の市町村長の認定を受けた者
- ② 農業協同組合、農業協同組合連合会であって、天災によって所有又は管理している施設、在庫品等について著しい被害を受けたもの〔被害組合〕

貸付対象事業	貸付利率 (年%)	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額
【経営資金】 (1) 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(購入価格が12万円以下のものに限る)、家畜、家きん等の購入 (2) 労賃、水利費、農作物共済・蚕繭共済・家畜共済の掛金の支払い (3) 簡易な施設が損壊した等の場合に、その復旧のために必要な資材の購入代金の支払い (4) 天災により被害を受けた農産物の販売代金によって償還を予定していた当該年の経営資金の償還に充てるための資金	(天災の都度決定)	被害率等により 3～6 (4～7)	—	個人 200(500)万円 果樹、家畜 500(600)万円 法人 2,000万円 果樹、家畜 2,500万円
【事業資金】 被害組合が所有又は管理する肥料、農薬、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な費用	(天災の都度決定)	3	—	組合 2,500(5,000)万円 連合会 5,000(7,500)万円

◆ 償還期間欄及び貸付限度額欄の()は、それぞれ激甚災害の場合に適用される償還期間、貸付限度額です。

農林漁業セーフティネット資金

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等によって売上が減少し、資金繰りに支障を来している場合などに、経営の再建・維持安定を図るために借り入れることができる長期の資金です。

貸付対象者

- ① 認定農業者
- ② 認定新規就農者
- ③ 主業農業経営者
- ④ 家族農業経営者
- ⑤ 集落営農組織

(利率は、令和7年(2025年)9月1日現在)

貸付対象事業（資金の使途）	貸付利率 (年%)	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額
(1) 災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 ＊ 災害は、原則として、風水害、震災等の天災に限られますが、火災、海洋汚染等の通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含みます。 (2) 法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失（農業者の責めに帰すことができない事由によるものに限る）を受けた経営の維持安定に必要な資金 (3) 社会的又は経済的環境の変化その他農業者の責めに帰すことができない事由により次のような経営状況になっている場合における経営の維持安定に必要な資金 (ア) 最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少している、又は、最近3ヶ月の粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も粗収益の減少が見込まれること。 (イ) 最近の決算期における所得率（法人は経常利益率）又は純利益額が前期に比し悪化している。 (ウ) 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じている。 (エ) 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、2期合計で赤字である。 (オ) 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、債務償還可能年数（長期負債÷（純利益額＋減価償却費））が20年以上である。 (カ) 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払い条件その他の取引条件の悪化が生じている。 (キ) 農林水産省経営局長が指定した社会的な要因による一時的な農産物価格の低下又は種苗、肥料、飼料などの資材等の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがある。 (ク) 社会的な要因によって一時的に資材等の調達が困難となったことにより農業生産に支障を来している又は来すおそれがある。 (ケ) 金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、農業生産に支障を来している又は来すおそれがある。（ただし、一定の要件を満たす場合に限る。）	1.25 ～ 1.85	15	3	600万円

農業災害等対策特別資金

自然災害により被害を受けた農業者が経営の再建を図るために必要な資金を低利で融通する制度です。

貸付対象者

天災融資法が発動される災害又は知事が指定する災害等により被害を受けた農業者

資金の種類	資金の使途	貸付利率 (年%)	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額
天災上乗せ資金 (天災資金に対する上乗せ利子補給)	(天災資金の資金使途)	天災資金の貸付金利を基準として被害割合により設定	(天災資金の償還期間及び貸付限度額)		
公庫上乗せ資金 (農林漁業セーフティネット資金に対する上乗せ利子助成)	(農林漁業セーフティネット資金の資金使途)	農林漁業セーフティネット資金の貸付金利を基準として被害割合により設定	〔農林漁業セーフティネット資金の償還期間、据置期間及び貸付限度額〕		
県単災害資金	農業経営費、収入減補てん費、施設復旧費、償還金	農業近代化資金の基準金利を基準として被害割合により設定	7	2	個人 1,200(200)万円 法人 2,400(400)万円 ＊ ()は、農業経営費、収入減補てん費の限度額

◆ 利子補給（助成）期間は、いずれの資金も5年以内です。

青年等就農資金

新規就農者の定着を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸付けます。

貸付対象者

認定新規就農者

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町から青年等就農計画の認定を受けた者

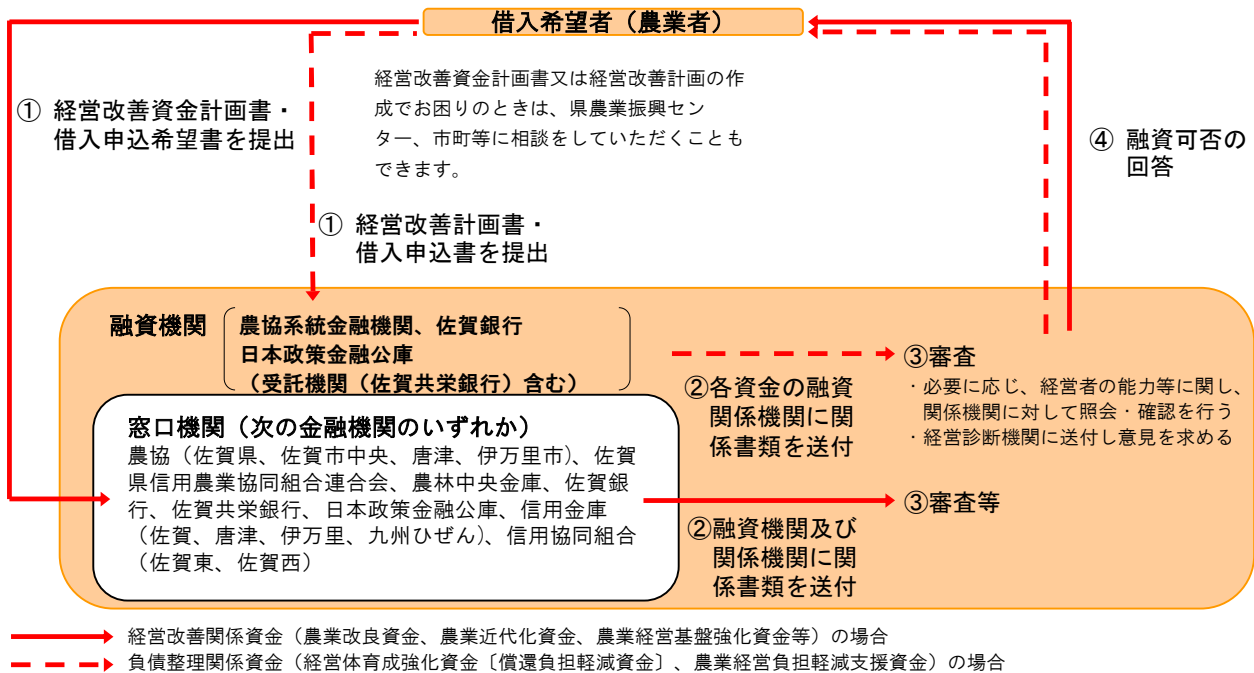
＊認定の対象となる「新たに農業経営を営もうとする青年等」

- ・青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者が役員の過半を占める法人
- ・農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

資金の種類	貸付利率	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額
青年等就農計画の達成に必要な資金 ①農地・牧野の改良、造成に必要な資金 ②農地・採草放牧地の賃借権等の取得に必要な資金 ③果樹の植栽、育成に必要な資金 ④オリーブ・茶・多年生草本・桑・花木の植栽、育成に必要な資金 ⑤家畜の購入、育成に必要な資金 ⑥次に掲げる費用の支出に必要な資金 ・農機具、運搬用機具等の賃貸借の取得に必要な資金 ・創立費、開業費等に計上し得る費用に充てるのに必要な資金 ・農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な資金 ⑦次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金 ・農舎、畜舎、農機具及び運搬用機具 ・農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等	無利子	17	5	3,700万円 (特認 1億円)

◆ 担保等については、実質的な無担保・無保証人制度となっております。

《 資金の借入手続き 》



* この図は、融資の可否の通知までのおおまかな手続きを示したものです。具体的な手続きについては、資金によって異なりますので、農協等の融資機関や市町、県の機関までお尋ねください。

信用保証制度がご利用できます

農業者の方が農協・銀行等の融資機関から農業制度資金を借り入れる場合、保証料をお支払いいただくことにより、農業信用基金協会がその債務を保証する制度があります。
 保証料や取扱いの詳細については、佐賀県農業信用基金協会にお尋ねください。

債務保証の対象者

基金協会の会員になっている農業者等（基金協会の会員になっている農業協同組合の組合員を含みます）

- * 基金協会の会員資格は、基金協会の区域内に住所を有する農業者等とされています。基金協会の会員になるためには、1口（1万円）以上の出資が必要です
- * 農協の組合員である農業者については、農協が基金協会に出資をして会員になっている場合、改めて基金協会の会員にならなくても基金協会の債務保証を利用できます。

保証料

基金協会の業務方法書に基づき、次の保証料の範囲内で、各資金ごとに実際の保証料を定めています。

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 農業近代化資金及び農業改良資金 | |
| 融資対象物件以外の担保や第三者保証人を徴求しない場合 | 年1.00%以内 |
| 融資対象物件以外の担保や第三者保証人を徴求する場合 | 年0.50%以内 |
| ② 青年等就農資金 | 年0.50%以内 |
| ③ その他の資金 | 年2.00%以内 |

* 債務保証の対象となるのは、株式会社日本政策金融公庫資金（農業改良資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金、青年等就農資金等）については、農協から転貸する場合に限られます。

制度資金の借入れにあたっては、次の点にご注意ください。

① 事業計画等の作成

制度資金の借入れをする際には、経営改善資金計画などの事業計画を作成し、また、資金や借入希望者の資格要件によっては、市町長や知事等による計画の認定を受ける必要がある場合もあります。借入れにあたっては、早めに書類の作成に取りかかり、時間に余裕をもって手続きを進めてください。

② 償還期間

各資金ごとに定められた償還期間(据置期間)は、それぞれの最長限度を示すもので、実際には、貸付対象施設等の耐用年数のほか貸付対象事業の効果、収益力などを考慮して、個別に設定されます。なお、据置期間中は利息のみの返済となります。

③ 事前着工はできません

利子補給承認や貸付決定以前に事業着手しているものや、すでに事業完了しているものは、原則として貸付対象になりません。事業着手とは、土地取得の場合は代金の支払い、建物の場合は建築工事の開始、機械設備の場合は機械等の据付等をいいます。したがって、工事の請負契約や機械の発注等は、事業着手には該当しません。また、自己資金の範囲内での手付金の支払いも事業着手とはなりません。

④ 法手続きが別に必要な場合もあります

農地に畜舎を建設する場合など他の法令等の制限を受ける事業については、事前に必要な手続きを完了させてから資金の借入手続きを行ってください。

⑤ 目的外使用はできません

借り入れた資金は、当初に計画した機械、施設等の支払い以外の用途に使用することはできません。また、資金で購入した機械・施設を無断で処分したり、他人に譲渡・貸与することも認められません。これらの事実が判明した場合は、直ちに全額繰上償還していただくことになります。

⑥ 計画変更

当初の計画(事業量、事業費、事業内容等)を変更する場合は、県等の承認を受けるなど、直ちに所定の手続きをとってください。

⑦ 経理状況

事業の経理状況を明確にするために、資金の受入れ、支払いについては、自己資金を含め借入者名義の別段預金口座等を開設するなどして取引を行ってください。

また、支払いは口座振替で行うようにし、領収書等関係書類については償還終了まで保管しておいてください。

⑧ 事業完了

事業完了後、実績報告が義務づけられている資金はすみやかに実績報告書の提出等を行い、実績事業費の減少によって貸付額が貸付限度額を上回ることになった場合は、繰上償還等所定の手続きを行ってください。

資金に関するお問い合わせは

最寄りの下記金融機関・県または市町へ

佐城農業振興センター	農業企画課	0952-45-8888	普及課	0952-45-8888
三神農業振興センター	農業企画課	0952-52-1231	普及課	0952-52-1231
東松浦農業振興センター	農業企画課	0955-73-9347	普及課	0955-73-1121
西松浦農業振興センター	農業企画課	0955-23-5106	普及課	0955-23-5128
杵島農業振興センター	農業企画課	0954-63-5115	普及課	0952-84-3625
藤津農業振興センター	農業企画課	0954-63-5115	普及課	0954-62-5221
佐賀県農林水産部生産者支援課		佐賀県信用農業協同組合連合会		0952-25-5158
農林水産金融担当	0952-25-7112			0952-25-5171
株式会社日本政策金融公庫 佐賀支店 農林水産事業	0952-27-4120	県内各農業協同組合本支所 株式会社佐賀銀行本支店(県内) 株式会社共栄銀行本支店(県内)		

【日本政策金融公庫(受託機関(県信農連、佐賀銀行、佐賀共栄銀行)を含む)の取扱資金】

農業改良資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金、青年等就農資金